

## 下請法を学ぼう！（第5回）

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請取引の公正化、下請事業者の利益の保護等を図ることを目的とした法律です。本欄では、下請法について、数回に分けて解説します。「下請法を学ぼう！」第5回は、「買いたたきの禁止」についてです。

### 買いたたきの禁止（下請法第4条第1項第5号）

親事業者が、下請代金を決定するときに、①通常支払われる対価に比べて著しく低い額を②不当に定めると、「買いたたき」として下請法違反となります。

「通常支払われる対価」とは、同じような取引の給付の内容（又は役務）について、その下請事業者の属する地域において一般に支払われる対価（通常の価格）のことをいいます。通常の対価の把握が困難な場合は、例えば、その給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常支払われる対価として取り扱います。

買いたたきに当たるかどうかを判断する主なポイントは次の2つが挙げられます。これらのポイントからケースバイケースで不当を総合的に判断します。

#### ①著しく低いかどうか（価格基準）

- ・「通常支払われる対価」と「下請事業者の給付に対して支払われる対価」の乖離状況
- ・給付に必要な原材料等の価格動向

#### ②不当に定めていないかどうか（下請代金の額の決定方法）

- ・下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなどの対価の決定方法
- ・対価が差別的であるかどうかなどの決定内容

買いたたきに該当する行為には次のようなものがあります。

#### 「一方的に通常の対価よりも低い単価で下請代金の額を定めること」

- 親事業者は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

#### 「多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかなない場合の単価として下請代金の額を定めること」

- 親事業者は、単価の決定に当たって、下請事業者に1個製作する場合と10個製作する場合の見積書を提出させた上、1個製作する場合の通常の対価を大幅に下回る10個製作する場合の下請代金（単価）で1個発注した。

#### 「合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金を定めること」

- 親事業者は、自社の目標額を達成するためにはコストダウンする必要があるとして、一部の下請事業者が納入する部品について他の下請事業者が納入する同一の部品よりも著しく低い下請代金（単価）を定めた。

#### 「一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること」

- 親事業者は、国際競争力を強化するためにはコストダウンをする必要があるとして、主要な部品について一律に一定率引き下げた額を下請代金（単価）と定めたため、対象部品の一部の単価は通常支払われる対価を大幅に下回るものとなった。

#### 「同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価よりも低い単価で下請代金の額を定めること」

- 親事業者は、海外では国内よりも安い販売価格でないと売上げが伸びないことを理由に、海外向けの製品に用いる部品について国内向けの製品に用いる同一の部品よりも著しく低い下請代金（単価）を定めた。

買いたたきについては、どのような手続を経て取り決めたのか（下請代金の額の決定方法）などに重点を置いて下請法違反のおそれがあるかどうかを判断することとしています。したがって、親事業者は、下請代金の決定に当たっては、下請事業者の事情を十分考慮し、協議を尽くすよう留意してください。

次回（最終回）は、下請代金の減額行為について解説します。